

平成 27 年 9 月

平成 28 年度の税制改正に関する要望書

名古屋税理士政治連盟

会 長 前 原 明 弘

緊急重点要望事項

【消費税】

単一税率を維持すること。

〔要望事項 8〕 7 頁参照

【中小法人税制】

事業税の外形標準課税は中小法人には導入しないこと。

〔要望事項 1〕 1 頁参照

【中小法人税制】

欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用しないこと。

〔要望事項 2〕 2 頁参照

平成 28 年度の税制改正に関する要望

本連盟は、平成 28 年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる 9 項目について要望書を取りまとめました。

この要望書は中小企業者等、納税者の適正な税負担を求めて、次のような視点から提言をしています。

1. 公平な税負担
2. 理解と納得のできる税制
3. 必要最小限の事務負担
4. 時代に適合する税制
5. 透明な税務行政

国会議員の皆様におかれましては、本連盟の意とするところをお汲み取り頂き、党内審議及び国会審議に際しましては、本連盟の要望実現に向けて是非ともご尽力、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 9 月

名古屋税理士政治連盟

会長 前 原 明 弘

目 次

税制改正に関する重点要望事項

【中小法人税制】

1. 事業税の外形標準課税は中小法人には導入しないこと。 1 頁
2. 欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用しないこと。 2 頁

【所得税】

3. 所得控除を整理・簡素化すること。 3 頁
4. 役員給与に係る給与所得控除について別途の基準を設けないこと。 4 頁
5. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。
6. 青色申告者に係る純損失の繰越控除期間等を延長すること。 5 頁

【法人税】

7. 損金算入規定等について見直すこと。 6 頁

【消費税】

8. 消費税の単一税率を維持すること。 7 頁
9. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。 7 頁

税制改正に関する重点要望事項

【中小法人税制】

- ◎ 1. 事業税の外形標準課税は中小法人には導入しないこと。

(地方税法第72条の2)

〔理由〕

中小法人は大法人と比較すると財務基盤が弱く欠損法人割合も高い。外形標準課税を中小法人に導入することは、担税力のない欠損法人の経営を圧迫し、さらには中小法人の雇用確保の問題にも影響を及ぼすことになるため、導入すべきではない。

なお、形式的な減資により外形標準課税を回避している法人に対しては、資本金等の額を判定基準とすべきである。

【中小法人税制】

◎ 2. 欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用しないこと。

(法人税法第57条)

〔理由〕

平成27年度税制改正で、中小法人以外の法人について、青色欠損金の控除限度額を所得金額の100分の50相当額まで段階的に引き下げるようになった。この控除限度額の引下げの適用は中小法人以外の法人に限定すべきであり、事業基盤の弱い中小法人については、業績回復の阻害要因とならないようにするために、欠損金の繰越控除制度における控除限度額の制限を設けるべきではない。

【所得税】

3. 所得控除を整理・簡素化すること。

〔理由〕

所得控除が累次に拡充された結果、所得税の財源調達機能が低下している。また、所得控除は、超過累進税率の下で高所得者に有利に作用しているとの指摘がある。公平性の観点から税制と社会保障給付制度の機能を見直すとともに、政策的な控除は税額控除化も視野に入れて検討すべきである。

(1) 医療費控除（所得税法第73条）

医療費控除は、従前と比べてその必要性は低くなっているにもかかわらず、社会的コストは膨大なものとなっており、社会保障制度の全般的な見直しの際には、その廃止も含めた検討が必要である。ただし、当面は、基礎的人的控除の見直しを前提に、現在の人口一人当たり国民医療費が30万円を超えていることに鑑み、30万円（総所得金額等が200万円未満である場合には総所得金額等の10%）程度に引き上げるべきである。

(2) 基礎控除・配偶者控除等（所得税法第83条～第86条）

所得控除制度全体の見直しの中で基礎控除額の増額を行い、配偶者控除については働き方に中立的で就労に及ぼす影響が少なくなるような制度を検討すべきである。

(3) 年少扶養控除

児童手当のあり方を総合的に見直し、年少扶養控除の復活を検討すべきである。

4. 役員給与に係る給与所得控除について別途の基準を設けないこと。

(所得税法第28条第3項)

〔理 由〕

役員給与に係る給与所得控除のあり方については、一般従業員とは別途の基準を設けるべきとの意見があるが、課税の公平の観点から適切でない。給与所得控除については、数次の税制改正により上限が引き下げられ、役員給与を特段に区別する理由は薄れている。むしろ、一般従業員も含め、給与所得控除における概算経費部分の水準について見直すべきであり、あえて役員給与に対する課税のあり方を区別する必要はない。

5. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。

(所得税法第69条・租税特別措置法第31条第1項、第32条第1項)

〔理 由〕

損益通算制度は、適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるが、平成16年度の改正により土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税することになった。さらに、この損益通算等の廃止によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。したがって、土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めるべきである。

6. 青色申告者に係る純損失の繰越控除期間等を延長すること。

(所得税法第70条、第71条・租税特別措置法第37条の12の2)

〔理由〕

純損失の繰越控除は、各年分間の所得の金額と欠損金額の平準化を図り、公平な課税を行うための制度である。平成23年度税制改正により、青色申告法人の欠損金の繰越控除期間が7年から9年に延長されたこと（さらに平成27年度には10年に延長された。）並びに更正及び更正の請求の期間制限が5年とされたことと比較すると、青色申告者の純損失の繰越控除期間が3年であることは明らかに均衡を失っている。したがって、青色申告者の純損失の繰越控除期間を少なくとも5年に延長すべきである。また、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間及び雑損失の繰越控除期間も併せて延長すべきである。

【法人税】

7. 損金算入規定等について見直すこと。

(1) 役員給与（法人税法第34条）

役員給与は職務執行の対価であるから、恣意性のあるもの等の課税上弊害があるものについてのみ損金の額に算入しないのが本来の姿である。したがって、損金不算入とする役員給与を明示したうえで、役員報酬及び賞与について株主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲までの部分については、不相当に高額なものを除き原則として損金の額に算入すべきである。

(2) 退職給付引当金・賞与引当金

労働協約や就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定されている場合は、将来において支出される蓋然性が高く、従業員に対する確定債務的な要素を有しているので、退職給付引当金及び賞与引当金の繰り入れについて、損金算入を認めるべきである。

適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化に有効であり、「会社計算規則」や中小企業の会計に関する諸規定においてもこれらの引当金の計上が求められている。

(3) 貸倒引当金（法人税法第52条）

破産手続開始の申立て等の一定の事実が生じた個別評価対象貸倒引当金の繰入率については、0～数パーセントという実際の配当率等を参考にして現行の50%を見直す必要がある。

【消費税】

◎ 8. 消費税の単一税率を維持すること。（消費税法第29条）

〔理由〕

消費税率の引き上げに伴ういわゆる逆進性への対応策として軽減税率の導入が検討されているが、軽減税率はその効果が高所得者に及ぶことや一定の税収確保のためには標準税率を引き上げるなどの措置を講ずる必要があることなどから、きわめて効率の悪い制度である。さらに事業者の事務負担なども考慮すれば、消費税の単一税率は維持すべきである。

逆進性への対応策は、個人所得課税及び社会保障給付を合わせた社会保障・税一体改革の中で構築することが適切であり、個人所得課税における所得再分配機能の強化と社会保障・税番号制度の導入による社会保障給付の一層の効率化・重点化により対処すべきである。

9. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。

（消費税法第9条）

〔理由〕

前々年又は前々事業年度を基準期間として納税義務を判定する基準期間制度は、その課税売上高が多額であっても免税事業者になる場合があるなどの不合理があり、数次の改正を経た現在でもなお、根本的には解決されていない。そのため、基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱うこととした上で、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者については申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。